

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年4月4日(木) 参・法務委
田中 昌史 議員(自民)

4問 今般の民法改正により、家事事件が増加すると見込まれることを踏まえ、子ども及び高齢者等の権利保障の観点から、家庭裁判所の体制の強化が必要だと考えるが、法務大臣の見解を問う。

- 司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制が構築することは重要であると認識。
- もっとも、裁判所の体制整備の在り方については、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えている。
- 法務省としては、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、その判断に資する情報があれば、これを最高裁判所と共有するなどして、適切に対応していく。

(参考1) 令和5年11月10日衆議院法務委員会における本村伸子議員に対する小泉法務大臣の答弁

○ 小泉国務大臣

(略)

一般論として申し上げれば、司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制が構築されることは重要であると思います。

ただ、具体的にこれを実現するに当たっては、裁判所の人的な体制整備の在り方について、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況等を踏まえ、最高裁判所において必要な検討がされるべきものと考えております。

法務省としては、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応していきたいと思います。

(参考2) 令和4年11月18日参議院本会議における川合孝典議員に対する齋藤法務大臣の答弁

○ 齋藤国務大臣

(略)

次に、家庭裁判所の人的基盤の充実強化についてお尋ねがありました。

家庭裁判所の体制整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えています。したがって、例えば、今後、家庭裁判所の負担が増加し、裁判所の職員が不足するような状況になれば、最高裁判所において、職

員の定員を増員するための立法依頼がされるものと思われます。

法務省としても、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいります。

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線 █ 携帯 █】

(対大臣・副大臣・政務官)
令和6年4月4日(木) 参・法務委員会

民事局 作成

清水 貴之 議員(維教)

3問 今般の民法改正がされると、家庭裁判所にこれまで以上に大きな役割が期待されるため、家庭裁判所の態勢整備が重要な課題となる。こうした環境整備について、法務省がどのような役割を果たし、家庭裁判所とどのように協力していくのか、法務大臣に問う。

- 家庭裁判所の態勢整備については、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきもの。
- この法案が成立した際には、裁判所において、適切な審理が行われるよう対応されるものと承知しており、法務省としても、国会審議の中で明らかになった解釈等について裁判所と適切に共有することも含めて、裁判所の取組に協力したい。

【責任者：民事局 北村参事官 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

令和6年4月4日 (木) 参・法務委

仁比 聰平 議員 (共産)

問 国家予算全体に占める司法関係(裁判所)予算は、令和6年度予算では0.294パーセントにとどまっている。予算が抜本的に引き上げられてこそ、定員の確保が達成できるのであり、法務省としても裁判所の予算獲得のために必要な努力をすべきと考えるが、法務大臣の所見を問う。

- 裁判所の経費は独立して国の予算に計上するものとされ、裁判所の予算の原案は、独立の機関たる最高裁判所が、独自の判断に基づいて内閣に提出することになつており、法務省はこれに介入すべき立場にはない。
- ただし、裁判所の予算についても、最終的に予算案を作成するのは内閣の責務である。
- 閣議の一員であり、裁判所の職務に最も近い関係にある法務を担当する大臣として、裁判所と必要な情報共有を図るなどした上で、内閣としての意思決定の段階において、裁判所の要求が正しく理解されるよう最大限努力していく。

(参考1)令和4年11月17日 参・法務委 仁比聰平議員に対する齋藤法務大臣答弁

○国務大臣（齋藤健君）

（略）

その上で、恐らく想定されている答弁になってしまうのかもしれません、とりわけ裁判所の予算、とりわけ裁判所の予算ですので、これは司法権の独立に配慮する必要があると思っていまして、これは独立して国の予算に計上するものとされているわけです。裁判所の予算の原案は、独立の機関たる最高裁判所が独自の判断に基づいて内閣に提出することとされていますので、したがって、予算編成過程における財務当局との協議も最高裁判所の事務当局が当たるということで、我々ではないわけです。

法務省として、これにいいとか悪いとか言うことは、司法権の独立に鑑みまして、私からはコメントを控えたいなと思っております。

(参考2) 令和4年4月14日 参・法務委 山添拓議員に対する古川法務大臣答弁

○国務大臣（古川禎久君） 裁判所の経費は独立して国の予算に計上するものとされておりまして、裁判所の予算の原案は独立の機関たる最高裁判所が独自の判断に基づいて内閣に提出することとされています。 したがいまして、予算編成過程における財務当局との協議も最高裁判所の事務当局が当たるもので

ございまして、法務省はこれに介入すべき立場にはないと考えております。

もっとも、裁判所の予算につきましても、最終的に予算案を作成するのは内閣の責務であります。そのため、法務大臣としては、内閣としての意思決定の段階において、閣議の一員として、また裁判所の職務に最も近い関係にある法務を担当する大臣として、裁判所の要求が正しく理解されるよう努めてまいりたいと考えています。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第八十三条（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

2 (略)

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

2 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年4月4日(木) 参・法務委
鈴木 宗男 議員(無所属)

1問 公正・公平な裁判の実現のためには、法務省としても、裁判所の人的・物的体制の整備に向けた予算獲得のために努力すべきではないか、法務大臣に問う。

- 裁判所の経費は独立して国の予算に計上するものとされ、裁判所の予算の原案は、独立の機関たる最高裁判所が、独自の判断に基づいて内閣に提出することになつており、法務省はこれに介入すべき立場にはない。
- ただし、裁判所の予算についても、最終的に予算案を作成するのは内閣の責務である。
- 閣議の一員であり、裁判所の職務に最も近い関係にある法務を担当する大臣として、裁判所と必要な情報共有を図るなどした上で、内閣としての意思決定の段階において、裁判所の要求が正しく理解されるよう最大限努力していく。

(参考1)令和4年11月17日 参・法務委 仁比聰平議員に
対する齋藤法務大臣答弁

○国務大臣（齋藤健君）

（略）

その上で、恐らく想定されている答弁になってしまふのかもしれません、とりわけ裁判所の予算、とりわけ裁判所の予算ですので、これは司法権の独立に配慮する必要があると思っていまして、これは独立して国の予算に計上するものとされているわけです。裁判所の予算の原案は、独立の機関たる最高裁判所が独自の判断に基づいて内閣に提出するということとされていますので、したがって、予算編成過程における財務当局との協議も最高裁判所の事務当局が当たるということで、我々ではないわけです。

法務省として、これにいいとか悪いとか言うことは、司法権の独立に鑑みまして、私からはコメントを控えたいなと思っております。

(参考2) 令和4年4月14日 参・法務委 山添拓議員に対する古川法務大臣答弁

○国務大臣（古川禎久君） 裁判所の経費は独立して国の予算に計上するものとされておりまして、裁判所の予算の原案は独立の機関たる最高裁判所が独自の判断に基づいて内閣に提出することとされております。 したがいまして、予算編成過程における財務当局との協議も最高裁判所の事務当局が当たるもので

ございまして、法務省はこれに介入すべき立場にはないと考えております。

もっとも、裁判所の予算につきましても、最終的に予算案を作成するのは内閣の責務であります。そのため、法務大臣としては、内閣としての意思決定の段階において、閣議の一員として、また裁判所の職務に最も近い関係にある法務を担当する大臣として、裁判所の要求が正しく理解されるよう努めてまいりたいと考えています。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第八十三条（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

2 (略)

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

2 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線████ 携帯████】